

第6章 下水道の利用促進

1 最近の下水道の利用状況

1) 下水道の普及率

令和2年度末の下水道の整備状況は、人口普及率は行政人口 2,320,719 人に対し処理人口 2,305,400 人で 99.3%に達している。

また、水洗化普及率は、処理区域内戸数 1,281,172 戸に対し、水洗便所設置済戸数 1,278,986 戸で 99.8%となっている。

2) 未切替理由の多様化

下水道の供用を開始した地域でも、未だに浄化槽やくみ取り便所のままの家屋が少なからず残っている。その理由としては、経済的な問題のほか、借地借家の関係、都市計画等による移転の予定、家屋の老朽化等が上げられる。

また、下水道が布設される以前から浄化槽を利用している家屋も多く、水洗化の快適さを既に体験していることや、切り替えのための敷地内の排水設備工事が繁雑であること等を理由に下水道へ切り替えない家屋が見受けられる。

その他、地形的な問題で接続が困難な家屋や、私道に係る利害関係の問題等、その理由も多様化してきており、これらの家屋をいかに説得して下水道への切り替えを促していくかが、普及率向上の重要な課題となっている。

3) 利用の促進

下水道の普及は、基本的には利用者である市民の環境改善への自覚によるところが大きく、本市としても工事説明会や各種の行事を通して下水道の役割、利用者の義務、助成制度等のPRに務めるとともに、未接続・未水洗の実態調査、勧奨業務の強化等の施策を通して下水道へスムーズに切り替えてもらうよう下水道の利用促進に努めている。

2 下水道利用までの流れ

1) 工事説明

未整備地域において、下水道工事を発注する際には、布設工事に先立ち、所轄する管路センターが地元への工事説明を実施する。

説明内容は、概ね以下のとおりである。

- ① 本管工事の期間（施工時期）と方法
- ② 取付管工事
- ③ 排水設備工事
- ④ 水洗便所への改造、浄化槽の廃止切り替え工事
- ⑤ 補助金及び貸付金（無利息）の制度
- ⑥ 下水道使用料

2) 下水道の本管工事と取付管工事

本管工事では、前もって指定排水設備工事店を通して申請のあった建物の取付ますの位置を確認したのち、本管の布設と同時に取付管の支管取付けまでを施工する。

本管工事が完了すると、取付ますが設置された箇所から順次、取付管工事に入る。

3) 排水設備工事と下水道の供用開始

取付管工事が完了すると、指定排水設備工事店により敷地内の排水設備工事に入る。

この時期から、下水道の供用開始の告示準備が進められる。

3 下水道を利用する義務

下水道が整備されても、くみ取り便所や浄化槽のままで各家庭等の汚水が依然としてU型側溝等に流れていたりしては、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的が達せられないし、公共用水域の水質保全を図ることもできない。

このような観点から、水道や電気・ガスと異なり「利用の強制」が、法律により定められている。したがって、下水道の供用が開始されると、次のような義務が生じる。

- ① 排水設備の設置・・・3か月以内に（本市下水道条例）
- ② くみ取り便所の水洗化・・・3年以内に（下水道法）

4 下水道が整備される前からの対策

1) 啓発活動

本市では、広報なごや、下水道施設見学会などによる広報活動を通してPRするとともに、区役所等にパンフレットを配布して市民の下水道に対する意識の高揚や水洗化への理解と協力をもとめている。

なお、集合住宅や官公署、工場など予算措置を伴う建物の所有者には、事前に通知する等の処置を講じておくことも必要である。

2) 建築指導

下水道の布設計画のある区域内で、建築工事を行う場合、敷地内の配管は将来、下水道に接続することを考慮しておくことが必要で、特に、分流式の下水道で整備する区域内にあっては、雨水と汚水の二系統に分けて施工しておけば、下水道へ接続する際に負担を軽くすることができるので、こうした配慮も必要である

5 利用促進のための施策

1) 勸奨業務

下水道の整備中の区域においては、供用開始の告示日の前後に、下水道使用料の徴収対象の確認のための現地調査を実施しており、この時点での未切替え家屋に対し下水道への早期切り替えと水洗化を呼びかけている。

既設区域内においては、排水設備工事の実施状況の把握をするとともに、職員等による未切替え家屋の戸別訪問を実施している。

また、くみ取り便所を対象に未水洗理由の調査、早期水洗化の勸奨のための戸別訪問も実施している。

本市では、個々の未切替え家屋の理由に応じた相談、助言を行うとともに、借地借家関係等の当事者間の事実関係の把握に努めている。

2) 助成制度

- ① くみ取り便所を水洗便所に改造する場合……………補助金及び貸付金
- ② 浄化槽の廃止切り替えをする場合……………補助金及び貸付金
- ③ 特別補助制度（生活保護によるくみ取り便所の改造） ……補助金
- ④ 私道内共同排水設備工事をする場合……………補助金
- ⑤ 宅地内排水ポンプ設備設置工事をする場合……………補助金
- ⑥ 取付管工事をする場合……………工事費の軽減措置